

建築物省エネ法が 改正されました

(令和元年5月17日公布)

- 省エネ基準への適合義務制度の対象が、300㎡以上の非住宅建築物に拡大されます
- 300㎡未満の小規模住宅・建築物について、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務づけられます

上記のほか、改正建築物省エネ法には、6ヶ月施行の措置を含め、住宅・建築物の総合的な省エネ対策が盛り込まれています。また、改正内容に関する全国説明会を順次開催いたします。詳細はHPでご確認ください。

改正建築物省エネ法のページ

検索

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

全国で
説明会を
開催!

